

宮城県福祉サービス第三評価結果

1 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

2 施設・事業所情報

名称：アスク愛子保育園	種別：保育所
代表者氏名：小松 清美	定員（利用人数）：110名
所在地：仙台市青葉区愛子中央5-7-18	
TEL：022-302-8030	ホームページ：
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成25年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス	
職員数	常勤職員：21名 非常勤職員 10名
専門職員	（専門職の名称）名 看護師 1名
	保育士 21名 調理職 4名
	栄養士 2名
施設・設備の概要	（居室数）6室（保育室） （設備等）
	相談室、遊戯室、事務室

3 理念・基本方針

- ① 安全と安心を第一に
- ② お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を
- ③ 利用者（お子様、保護者とも）のニーズにあった質の高いサービスの提供
- ④ 職員が楽しんで仕事の出来る環境づくり

4 施設・事業所の特徴的な取組

『感じる心 広がる笑顔』

- ・何事にも意欲的に向き合い、やりとげようとする力が育つ
- ・人と自然に対する豊かな心情と感性が育つ
- ・元気に挨拶できる子
- ・思いやりのある優しい心を持てる子

5 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月11日（契約日）～平成29年3月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（平成27年度）

6 総評

◇特に評価の高い点

○食育への取り組み

保育理念にうたわれている五感を育てる保育の一環として、食育への取り組みが園における重点取り組みと位置づけられており、野菜の栽培と収穫、給食への利用、栄養士等による食事状況の観察、野菜の大きさや色等を話し、食への関心を持つ取り組みが行なわれ、又、保護者への試食会の実施や、栄養士による説明、献立表、レシピの提供等、子どもと家庭両面での食育への取り組みが行なわれている。

○職員の質の向上に向けた取り組み

「保育士育成ビジョン」が策定され、求められる保育士像が明確化され、自己評価と目標の設定、自己の研修計画、法人や園内、仙台市の研修が計画、実施され、定期的な園長による面談が行なわれ、適切なアドバイス等が行なわれている。

◇改善を求められる点

○プライバシーの保護等のマニュアル類への記載

「入園・進級のしおり」にはプライバシー保護に関しての事項が記載されており、実際のサービスでは配慮はされているが、更に、日常のサービスにおけるプライバシーを検討し、園としての標準的サービスマニュアルや業務手順等への記載を行い徹底していくことが望まれる。

○地域との連携

園と地域との連携は徐々に進んでおり、今年は近隣の高齢者施設への訪問も予定されている。更に、地域への積極的な働きかけと、災害時における連携や、地域行事への参加等を通じて子どもと社会との関わりを作っていく等の取り組みが望まれる。

7 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して4年目になりました。保護者の皆様との信頼関係を築けるよう、お迎え時には園での様子をしっかりお伝えするよう努めてまいりました。

職員も子どもたち一人ひとりに寄り添い、笑顔で保育に取り組んでいます。地域交流というところでは、もう少し幅を広げ力を入れていきたいと考えています。地域の方々と積極的に関わり、地域に根ざした保育園となるよう努めてまいります。

次年度は5年目になりますので、さらに職員が一つになり、「五感を育てる保育」「生きる力を育てる保育」「異年齢児保育」「主体的な生活による保育」に取り組んでいきたいと思っております。

保護者の方々には、お忙しい中アンケートにお答え頂きましてありがとうございました。頂きましたご意見を大切に、これからも保護者の皆様と温かく、笑い声がこだまするような保育園を築いていきたいと考えております。

8 各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙のとおり（施設の区分に応じ福祉サービス第三者評価結果票を添付する。）（様式2－第三者評価機関公表用）

(別紙)

福祉サービス第三者評価結果票（保育所版）

※ すべての評価細目（69項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※ 評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 安心・安全な保育等の運営理念もとした、「自ら伸びようとする力」「後伸びする力」「五感を育てる保育」等を保育理念として掲げ、パンフレット、「入園・進級のしおり」、事業計画書等に明記され、それらに基づき、園としての目標が作成され明記されている。職員には年度初めと期末に会議で説明し周知が図られている。又、園目標を基にクラスごとの目標が掲げられている。運営理念や保育理念は「入園・進級のしおり」、パンフレット、事業計画書等、資料により、字句や内容が異なっており、統一しておくことが望まれる。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a ・b・c
＜コメント＞ 法人における園長ミーティング、仙台市や青葉区の保育所連合会等における研修会等において全国的な保育業界における状況、地区における状況を把握、職員には会議において説明し理解を促している。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a ・b・c
＜コメント＞ 運営上の課題を明確にし、職員会議で職員とともに改善策を話し合い具体的な取り組みが行なわれている。又、改善策の実施及び業務の効率化を図るため園内に各種委員会が組織されている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成27年度から31年度までの5か年間の計画を策定、園目標実現のための内容となっているが、具体性がやや欠けている。より具体的な目標設定を行うこと及び前年未達の事項に関しては翌年度も継続して行うことなどを記載していくことも期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画と単年度計画は一致していない面が見られ、夫々別の策定手順となっている。中期計画における課題と単年度事業計画における取り組み内容が一致しておらず、年度における取り組みを明確とする面からも検討が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は職員参画のもとで作成されておらず、一部園からの提案を加え、本部での作成となっている。このため園における課題に対する取り組みが反映されていない面もあり、又、職員への説明も十分には行われていない。園における課題解決のための取り組みを記載し、職員への配布説明を行い周知させていくことが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は保護者には配布されておらず、玄関にファイルとして置かれ、閲覧はできるようになっているが、特に説明はされていない。年度初めの懇談会等で主要な項目に関して配布、説明していくことが望まれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

園内にサービス向上委員会を設置し、職員会議等で職員から出た課題を検討し改善してく仕組みが出来、具体的な活動が進行しつつある。第三者評価は毎年受審しているが、更に、職員による自己評価を基に、課題に対する改善の取り組みを実施していく体制を作っていくことが期待される。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員会議で話し合われた園としての課題や改善策は記録として残し、職員間での共有は図られている。第三者評価の結果や、自己評価での課題に対しより積極的な改善の為の取り組みが行われることが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職務分掌に園長の役割が明記され、入社時に全職員に説明され、事務所内にファイルされ、日常職員が閲覧できるようになっている。毎年、4月の園だよりには園長の年度の取り組みが記載されると同時に、年度初めの懇談会で説明が行われている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月行われる法人の園長ミーティングにおいて、コンプライアンスに関する説明がされ、仙台市等からの研修においても、制度の変更等に関する研修が行われている。得られた情報は職員会議で職員に伝達され、周知が図られている。全職員に本部より“誓詞”（職員としての基本姿勢等が記された葉）が配布され、4月に職員への説明が行われている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年2回の自己評価が行われ、園における行事後には保護者からのアンケートが行われ、結果は職員会議で報告し、改善が図られている。又、園独自の取り組みとして各職員による目標管理の為「明日からの自分」として、毎年年度初めに各職員の目標を記入、記入後、中間、期末に園長は各職員と面談し、経過や結果の話し合いが行われ、助言が行われている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c

<コメント>

労務面に関しては、園長、主任が管理し、職員の出勤状況に応じた日常の配置が行われ、職場環境に関しては各種委員会を組織し、職場環境の整備を行っている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<コメント> 人材に関しては、各階層別の求められる資質や能力が明確化されている。必要な人員や配置に関しては年度の始まる前に計画され、それに基づいた人材の配置が行われている。欠員が生じた場合は本部に補充を依頼しているが、現状は常時募集を行っているものの、補充できない状態となっている。		
15	II-2-(1)-②総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 保育士育成ビジョンが作成され、各階層別に求められる資質や技術が明確化され、職員への説明が行われている。職員は年2回6月と11月に自己評価を行い、園長による一次評価、スーパーバイザーによる二次評価、本部での最終評価が行われている。評価結果は賞与、昇給等に反映されているが、本部から職員へのフィードバックは行なわれていない。何らかのフィードバックを行なって行くことが望まれる。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a ・b・c
<コメント> 職員の就業状況は、園長及び主任により管理され本部への報告が定期的に行われている。職員とは定期的に面談が行われると同時に、園長、主任が相談窓口となり、職員からの相談を受けている。メンタル面に関しては本部からのアンケートが行われ、結果は本人に通知され、希望者には産業医による相談が受けられるようになっている。福利厚生に関しては、クラブ活動に対する援助、年6回の懇親会への補助などが行われている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a ・b・c
<コメント> 組織として求められる職員像が“保育士人材育成ビジョン”として階層別に明確化され全職員に示されている。又、職員による目標設定や年度の研修計画の設定が行われ、園長による個別面談で達成状況の確認や助言が行われている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a ・b・c
<コメント>		

<p>法人における職員像の明示が行われ、達成のための法人による年間の研修計画が生まれ、仙台市などにおける年間の研修予定を基に階層別や個人別に受講を指示、又、外部研修の案内も全職員へ行なわれている。人事考課における職員の自己評価、及び目標管理を基にした園長との個別面談により、目標に対しての進捗状況の確認が行われている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人における研修は階層別に基本的には全職員が受講することとなっており、園内研修も年間の計画のもとに行われ、外部研修に関しては全職員に案内が行われている。又、職員の現在の専門資格については把握されている。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生に関して、今年度は4名を受入れており、実習マニュアルも整備され、実習の意義や目的なども明記されている。実習窓口は主任が担当窓口となり、指導者研修も受けている。受け入れにあたっては保護者への案内も行なわれている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>法人における事業の概要はホームページ等に公開されており、園の活動に関してもホームページ上で公開されている。第三者評価の結果も毎年公表されており、苦情や相談に関しても、事前承諾の上公表されている。地域に対しては、日常は園の取り組みなどに関して案内はされていないが、宮城地区祭りなどの機会には保健センターへパンフレットなどの配布はされている。更に、日常から園の広報物などを地域に配布するなど、地域とのコミュニケーションを図っていくことが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園における事務処理、経理処理は法人のルールに従い行われており、法人からは毎月監査が行われている。監査は業務、会計面での監査が行われ、指摘事項があった場合は改善が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		

23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域との関係に関しては法人の運営理念に明記されている。地域における社会資源に関してはリスト化され、必要に応じて職員から保護者に情報提供される仕組みとしている。地域との交流に関してはあまり活発には行われていないが、今年は近隣の高齢者施設への訪問が予定されている。更に、地域との連携を深めていく取り組みが望まれる。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>今年度は「手洗い講習会」に腹話術のボランティア及び保育ボランティア2名が来園。ボランティアに関するマニュアルは整備されており、意義や目的も明記されている。更に、学校教育への取り組みとして近隣の中学生による職場体験も今年度10名以上の受け入れが行われている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>地域における福祉関係施設及び行政、保健所、警察、病院などによる宮城地区ネットワーク会議が定期的で開催されており、地域における福祉関連の情報を得ている。又、地域における他園との会合、警察からの不審者の情報提供、感染症発生時など必要に応じた保健所との連携が行われている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現在園庭開放や園見学者及び園庭開放時における来園する保護者に対しての育児相談が行われている。園庭開放や育児相談に関しては更に、広報の仕組みを検討しより地域との結びつきを強めていく取り組みが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>第三者委員である民生委員との話し合いや、地区のネットワーク会議等を通じて、地域の福祉ニーズの把握がされているが、ニーズの高い一時保育に関しては、職員の確保が難しく現状では取り組めない状況となっている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は事業計画、パンフレット、「入園・進級のしおり」に明記され保護者、職員に周知されている。職員には保育所の基本姿勢として“誓詞”が配布、園内研修で基本的人権への配慮、身体拘束、虐待防止についての研修が行われ、園の中長期事業計画の中にも「子どもの権利の保障」の研修計画を掲げている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「入園・進級のしおり」に写真等の取り扱いにおけるプライバシー保護等への配慮についての記載を行い保護者に周知されている。保育の場における規程、マニュアルには明記されていない。オムツ交換、着替え、シャワー等に於ける標準的福祉サービスのマニュアルに留意点としての記載が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>利用希望者には「入園・進級のしおり」（重要事項説明書）を基に園の理念、方針、保育内容、職員の体制等を説明している。入園時には同意書に署名を得ている。園の地域への紹介は区民祭り（宮城まつり）にパンフレットの配布を行っている。利用希望者には園長による丁寧な説明が行なわれている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>意志決定が困難な保護者にはルビをふったり、保健師の立ち合い等で説明が行われている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更は区役所に相談、特別の文書等は作成されていない。就学に向ける小学校との連携は「保育所児童保育要録」等を作成、送付している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行事後のアンケート調査を行い、お便りで公表している。アンケートの結果は次回の行事の参考にしている。懇談会、個人面談、運営委員会が設置されて保護者と話し合う機会を作っている。子どもにも行事の後に満足かどうかを聞いている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制はできている。直接法人に電話、E-mail で連絡するシステムが重要事項説明書に明記されている。第三者委員も設置されている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱、相談室が設置されている。保護者には提示して周知している。相談された事は園便りで公表している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>相談対応マニュアルに従って対応しているが、現在は主に連絡帳に記入されている。事例として写真の価格についての意見については本部に報告後、るくみーの担当者から保護者へ連絡をしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事故発生時は安全防災委員会で事故発生時の対応、手順、報告等を行う等の体制が作られている。職員は保育に関わる設備、遊具や備品の安全を毎日点検して事故を予防している。アクシデントレポート、インシデントレポートの作成で職員に周知している。不審者対策は保育園の入口に監視カメラの設置、園外活動の時のココセコムの携帯の義務づけ、年2回の防犯訓練等を行い、安心、安全の保育を提供している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が責任者となり、看護師、衛生委員等が整備されている。発生した時の情報は毎日提示し情報を発信している。治癒後登園する時は医師の許可を得ての「登園許可書」等で対応されている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>防災計画が作成されて、毎月避難、消火、通報訓練を実施し、報告書を作成し次回の課題として話し合っている。消防用設備点検は年2回業者がおこなっている。消防署、警察等子どもたちは見学等して連携しているが、更に、地域の消防団や町内会等との交流の検討も望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育の手順書、手引書、マニュアルは法人からの業務マニュアルを基に指導計画、個人指導計画が作成されており、保育実施時の1日のスケジュール等に留意点が明記され一日の流れが明確に記載されている。子どものプライバシーへの配慮については、保育園の環境に応じて業務手順等にも記載される事が望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員会議、ケース会議で見直しを行っている。又、保護者との送迎時のコミュニケーション、連絡帳、個人面談での意見や提案を基に保育の質に関する職員の共通の意識を育てている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園長が実施計画書策定の責任者となり、アセスメントは本部で策定された用紙で行われている。指導計画書はアセスメント結果からの目標と目標達成に向けた日常の保育や支援は反映しているが、保護者の意向が反映されていない。0歳児、1、2歳児、3歳児、4、5歳児、障害のある子どものについても個別の指導計画書が作成されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>定期的な見直しの体制はないが、園長、主任で随時見直しを行っている。保護者には個人面談等により変更に関する意向の確認と同意を得ている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ひとり一人の子どもの保育の実施状況が記録され、職員間で共有している。指導計画書と個人の実施計画書が作成されている。引継ぎや申し送りにより担当者と他職員で情報共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が記録管理の責任者となり、法人の個人情報保護規定に基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄、開示が規程され、園内研修により職員に周知されている。保護者には重要事項説明書に「児童票等の自己開示請求について」を明記している。記録は事務所内の鍵のかかるロッカーに保管され、早番がロッカーを開け、遅番が閉め、鍵は園長が管理している。又、指導計画書は持ち出さず、保護者からの情報は別に保管している。</p>		

評価対象 A 福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
46	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育課程は職員会議で毎年話し合いをして見直しを行っている。子どもの背景や地域の実態や家庭状況や保育時間を考慮して作られている。地域環境から散歩が出来る地域でなく、園庭での遊びが中心となっている。</p>		
47	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>喃語にはゆっくり優しく応え、授乳は抱いてゆっくりと優しく取り組んでいる。保護者とは送迎時や連絡帳を通じて連携している。SIDSに関する研修は年1回実施し知識の習得を促している。</p>		
48	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>1, 2歳児は人数が多く、保育活動の時は少数に分けて子どもに無理ないように配慮している。集団行動が出来ない子どもは状況により、園長、主任や看護師が対応している。</p>		
49	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が定着され、集団の中で遊びを中心に関心のある活動に取り組める環境を作っている。異年齢児保育の際5歳児は年下の子どもの着替えの手伝い等を行っている。</p>		
50	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>幼保小連絡会が年1回行われ、小学校との交流会（1年生とランドセルを借りて背負ってみる）も毎年行なわれている。今年は愛子小学校に12名が入学予定で学童保育にも行く予定なので、児童館と連携、交流予定となっている。保育園から就学先の小学校に、子どもの育ち、発達の状況と子どもの良さや全体像が伝わるように保護者の思いを踏まえて「保育所児童保育要録」を作成し送付している。</p>		
A-1-(2) 環境を通じて行う保育		
51	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

<p><コメント></p> <p>室温は19～20度、換気や採光に配慮し健康環境に配慮している。寝具は園で用意し、シーツも園で洗濯、消毒に十分配慮している。施設設備は床材にクッションフロアを使用、ドアには指はさみ防止等の対策をおこなっている。玄関に暖房が設置され、保護者にも評価されている。</p>		
52	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ積極的な活動ができるような環境が整備されている。	a <input checked="" type="radio"/> b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に応じて急がせることなく、一人ひとりの子どもの適切な援助をしている。お漏らしをした時、着替えをする時等プライバシーに配慮して行っているがマニュアル等への明記も望まれる。</p>		
53	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a <input checked="" type="radio"/> b・c
<p><コメント></p> <p>送迎後の時間、延長保育の時間は異年齢の子と自由に遊べる時間となっている。豊かな感性や表現する力を養うために季節による作品を創作し展示している。更に、子どもが自由に素材や用具等取り出して遊べるような工夫が望まれる。</p>		
54	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a <input checked="" type="radio"/> b・c
<p><コメント></p> <p>食育を進める為に野菜を育て収穫し、昼食で食べる体験をしたり、近隣の老人施設等との交流をする等の環境を整備している。地域の人との交流は区のお祭り等での交流が行なわれているが、更に、積極的に地域行事等を通じた交流が望まれる。</p>		
55	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p><コメント></p> <p>絵本の読み聞かせや「すぷらうと」を取り入れ、体操や音楽に興味を持つように啓発している。外部からボランティアによる人形劇、紙芝居等が行われ、見る機会を作っている。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		
56	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	<input checked="" type="radio"/> a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人独自の自己評価が実施されている。自己評価の結果等をもとに職員による年間研修計画を作成している。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

57	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書にひとり一人の子どもの援助が記入されている。子どもの質問に「待ってて」「あとで」などのその場での対応が若い保育士には多く見られる。反面、保護者には一生懸命さが伝わっているが、更に、指導していくことが期待される。</p>		
58	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>個別の指導計画書を作成し、定期的話し合う機会を作っている。保育園の保護者全体に対して障害のある子どもの保育について理解をする取組も望まれる。</p>		
59	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書に位置付けられて、延長保育を利用している子どもには、補食、夕食が出て、夕ご飯後は子どもの様子に合わせて休息し、お迎えを待っている。年齢ごとに分けて保育士を増やし、子どもたちが安心して過ごせる環境を作っている。更に、家庭的雰囲気や寛げる場所を作ること等の工夫が望まれる。</p>		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
60	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>健康に対するマニュアルがあり、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。既往歴や予防接種の情報の共有、子どもの健康状態は送迎時のコミュニケーション、連絡帳の情報で関係職員に周知されている。体調がすぐれない子どもの食事は保護者と確認してその日の過ごし方に柔軟に対応している。ケガに対しては園長、看護師が対応している。与薬に対しては原則として実施していないが、どうしても園での与薬が必要な時は「与薬依頼書」を看護師、保育職員に提出していただいている。</p>		
61	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書に位置付けられていて、中長期計画にも食育の推進として、野菜の育て方や月1回クッキング、給食便り、懇談会で保護者にも食の大切さについて知らせていく等の計画がされている。今年度は収穫したものを食べる取組みが行なわれた。保護者には昼食のサンプルの提示、献立表の配布、レシピの提示等の工夫をしている。今年度は各クラスで試食会を実施、栄養士による食に関しての説明が行われ、保護者に好評であった。</p>		
62	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長、主任、栄養士、看護師は各クラスを巡回して、食事の状況を観察している。食育活動として、野菜の大きさ、色等を話している。又、残食チェックにより、調理の参考になっている。おやつは手づくりで保護者も喜んでいる。更に、調理員と子どもとの交流も望まれる。</p>		

63	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>嘱託医による年2回の定期検診と歯科健診（年1回）毎月の身長、体重の測定、年2回の頭囲、胸囲の測定が計画、実施され保護者、職員に周知されている。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
64	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>主治医の指示の基、職員に必要な知識や情報が周知され、誤食がないようにトレーを色分けし、アレルギー用チェックファイルやチェックボードを毎日確認している。</p>		
65	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアルを作成し、栄養士、看護師による研修が行われている。食中毒の対応マニュアルが作成されて予防策として手洗いが励行されている。</p>		

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
66	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の昼食、おやつサンプルが提示されて、保護者に伝えている。献立表を配布、レシピを提示している。懇談会で試食を実施、栄養、味付け、量等を伝えている。</p>		
67	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の子どもの発達や保育の意図の相互理解の取組は懇談会、保育参観、運営委員会等において情報交換がされている。</p>		
68	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個別の連携は連絡帳、月1回の園だより、クラス便り、給食便り、保健便り、食農便りを発行して保護者に情報を提供している。集団での連携として、クラス懇談会、運営委員会等の機会を作っている。</p>		
69	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

<コメント>

虐待防止マニュアルを作成し、職員には研修を通して向上を図っている。疑いがあるケースには地域の関係機関と連携をとり、対応をしていく体制を整備している。